

一般廃棄物収集施設補助金について

【対象】

○小山市の設置許可を受けている収集所で、収集施設を設置・改修するものであること

※収集所の新設に伴って設置を行う場合は、前もって収集所の設置許可を受けてください

○コンクリート、ブロック、金網、板等を使用した、箱状構造の物を製作し設置等するもの、

または、市販の大型固定式または可変式収納庫を設置等するものであること

※自治会以外で設置・改修する場合は対象外です

【補助額】

○設置・改修に要した経費の10分の7（上限30万円）

※収集所の統廃合など、条件を満たした場合は10分の9（上限30万円）補助（令和10年3月31日まで）

※1,000円未満端数は切り捨て

※自治会の口座へ、振込にてお支払いします

【申請方法】

○事業開始の2週間前までに、持参・郵送にて環境課へ申請書類を提出してください

■申請書類

(1) 小山市一般廃棄物収集施設補助金交付申請書

(2) 位置図

(3) 平面図または構造図

(4) 見積書 ※工事見積書、または物品見積書

(5) 土地占有同意書（借地の場合）

小山市役所 環境課

TEL：0285-22-9276・9286

補助金振込までの流れ

